

調査の方法

インターネット・郵送で行います。

○調査票とインターネット回答用のIDを5月から順次郵送します。

○インターネット又は郵送により回答していただきます。

インターネットで回答いただいた情報は、
厳重なセキュリティで保護されるため、安心してご回答いただけます。
ぜひ、便利なインターネット回答をご活用ください。

なお、調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

ご活用ください



結果の公表時期

調査実施の年度末からホームページにて順次公表予定です。
以下からご覧いただけます。

<総務省統計局 HP>

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/index.html>



調査の結果から分かること

我が国全体の売上高、付加価値額や、その推移についても以下のように毎年把握することができます。

産業大分類	売上高			付加価値額			(参考) 付加価値率	
	2018年 (百万円)	2019年 (百万円)	増減率 (%)	2018年 (百万円)	2019年 (百万円)	増減率 (%)	2018年 (%)	2019年 (%)
製造業	413,280,766	401,018,007	▲ 3.0	77,929,169	70,396,829	▲ 9.7	18.9	17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	27,031,353	27,875,477	3.1	3,435,880	3,615,622	5.2	12.7	13.0
情報通信業	63,591,218	65,446,063	2.9	16,291,204	16,833,557	3.3	25.6	25.7
運輸業、郵便業	69,564,904	68,254,760	▲ 1.9	18,261,307	17,621,754	▲ 3.5	26.3	25.8
卸売業、小売業	497,980,974	487,058,190	▲ 2.2	48,001,552	44,834,072	▲ 6.6	9.6	9.2
金融業、保険業	118,348,463	114,908,572	▲ 2.9	19,198,286	16,832,692	▲ 12.3	16.2	14.6
不動産業、物品賃貸業	50,468,271	51,786,521	2.6	10,589,838	10,483,941	▲ 1.0	21.0	20.2
学術研究、専門・技術サービス業	44,097,503	43,622,680	▲ 1.1	18,214,041	16,059,523	▲ 11.8	41.3	36.8
宿泊業、飲食サービス業	22,257,902	22,145,539	▲ 0.5	7,837,247	7,638,365	▲ 2.5	35.2	34.5
生活関連サービス業、娯楽業	37,651,943	36,073,892	▲ 4.2	6,750,128	6,158,636	▲ 8.8	17.9	17.1
教育、学習支援業	15,287,542	15,627,594	2.2	7,423,852	7,469,631	0.6	48.6	47.8
医療、福祉	115,499,066	118,855,729	2.9	19,019,907	18,620,973	▲ 2.1	16.5	15.7
複合サービス事業	9,035,677	8,771,293	▲ 2.9	3,649,198	3,438,361	▲ 5.8	40.4	39.2
サービス業（他に分類されないもの）	36,617,403	37,488,257	2.4	15,239,564	15,736,331	3.3	41.6	42.0

経済構造実態調査のホームページ

経済構造実態調査

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/index.html>



安心まるわかり! みんなの

経済構造 実態調査

基幹統計調査



- ✓ 全ての産業の法人企業が対象になります。
- ✓ インターネットでの回答を推奨しています。

経済構造実態調査へのご理解・ご回答をお願いします。

経済構造 実態調査

…ってなんですか？

総務省・経済産業省が毎年実施する
統計調査です

※経済センサス・活動調査の実施年を除く

調査の概要

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算（GDP統計）の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス・活動調査」の中間年の実態を把握するための調査です。

調査の目的

- 国民経済計算（GDP統計）の精度向上
- より正確な景気判断や経済構造の把握に基づく効果的な行政施策の立案
- 企業の経営判断 など

調査の対象

- 1 全ての産業に属する一定規模以上の法人企業（産業横断調査）
- 2 製造業に属する一定規模以上の法人事業所（製造業事業所調査）

調査の法的根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく
基幹統計調査として実施します。

報告義務及び守秘義務

統計法では、基幹統計調査を受ける人には報告の義務を、また、調査を実施する関係者（国の職員、業務を委託した民間事業者など）には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しており、これらに反したときには罰則が定められています。
なお、ご回答いただいた内容を統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

調査事項

1 産業横断調査

- ☑ 経営組織 ☑ 資本金等の額 ☑ 企業全体の売上（収入）金額
- ☑ 費用総額及び主な費用内訳の額 ☑ 主な事業の内容
- ☑ 事業活動・生産物の種類別の売上（収入）金額 などを記入していただきます。

一部の大規模な企業等では、企業全体の事業別費用の内訳、企業傘下の事業所の売上（収入）金額などについても記入していただきます。

2 製造業事業所調査

- ☑ 経営組織 ☑ 資本金額又は出資金額 ☑ 事業所の従業者数
- ☑ 人件費及び人材派遣会社への支払額 ☑ 原材料使用額 ☑ 燃料使用額
- ☑ 電力使用額 ☑ 委託生産費 ☑ 有形固定資産 ☑ 製造品出荷額
- ☑ 在庫額 ☑ 工業用地及び工業用水 などを記入していただきます。

調査の期日

6月1日現在で実施します。